

四万十市高齢者虐待防止ネットワーク設置運営要綱

平成21年4月27日

告示第31号

(設置)

第1条 この告示は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第16条の規定に基づき、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、地域包括支援センター、その他関係機関、民間団体等(以下「関係機関等」という。)が連携して、虐待の防止に資するとともに、その啓発活動に努めることを目的として、四万十市高齢者虐待防止ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)を設置する。

(構成)

第2条 ネットワークは、次の各号に掲げる関係機関等をもって構成する。

- (1) 高知県中村警察署
- (2) 幡多中央消防組合 四万十消防署
- (3) 高知県幡多福祉保健所
- (4) 高知地方法務局四万十支局
- (5) 四万十人権擁護委員協議会
- (6) 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート高知
- (7) 四万十市民生委員・児童委員協議会連合会
- (8) 四万十市医師会
- (9) 社会福祉法人 四万十市社会福祉協議会
- (10) 四万十市老人クラブ連合会
- (11) 四万十市認知症の人と家族の会 たんぼぼの会
- (12) 高知県介護支援専門員連絡協議会幡多ブロック
- (13) あったかふれあいセンター(アルメリア、愛ハピネス、NPOいちいの郷)
- (14) 四万十市(市民・人権課、健康推進課、高齢者支援課、福祉事務所、西土佐総合支所保健課)

2 前項の関係機関に属する職員は、ネットワークの各種会議への出務については、それぞれの関係機関の職務又は活動として実施するものとし、市の非常勤特別職員としての身分を有しないものとする。

(所掌事項)

第3条 ネットワークは、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 養護者による高齢者虐待の早期発見、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者(以下「被虐待者」という。)の保護及び養護者に対する支援に関すること。
- (2) 関係機関等との連携に関すること。
- (3) 高齢者虐待防止に関する広報・啓発活動に関すること。
- (4) その他第1条の設置目的を達成するために必要な事項
(代表者会議)

第4条 関係機関等が連携を密にし、ネットワーク機能を円滑に推進するため、第2条に規定する関係機関等の代表者による代表者会議(以下「代表者会議」という。)を設置する。

2 代表者会議には、会長及び副会長を置く。

3 会長及び副会長は、代表者会議において互選し、その任期は3年とする。ただし、再任されることができる。

4 会長は、会務を総理し、代表者会議を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 会長は、代表者会議を招集し、その議長となる。

- 7 関係機関等の代表者は、やむを得ない事情により代表者会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。
- 8 代表者会議は、担当者会議が円滑に機能するよう環境を整備し、運営全般について協議する。
(担当者会議)

第5条 養護者による高齢者虐待が発生したとき又は通報を受けたときは、関係機関等の担当者による担当者会議（以下「担当者会議」という。）を設置する。

- 2 第1回目の担当者会議の招集は、高齢者支援課長が行う。
- 3 担当者会議には、座長を置く。
- 4 座長は、担当者会議において互選する。
- 5 座長は、会務を総理し、担当者会議を代表する。
- 6 座長は、第2回目以降の担当者会議を招集し、その議長となる。
- 7 担当者会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 養護者及び被虐待者の状況の把握や問題点の確認
- (2) 支援の経過報告及びその評価並びに新たな情報の共有
- (3) 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
- (4) ケースの主担当機関と主たる援助者の決定
- (5) 援助、支援方法及び支援計画の決定

- 8 第2項及び第6項に規定する招集にあたっては、その虐待の内容等により招集する関係機関等を選定することができる。

(守秘義務)

第6条 代表者会議及び担当者会議の構成員及び構成員であった者は、正当な理由なく、その職務により知り得た秘密を漏らし、または不当な目的に使用してはならない。

(事務局)

第7条 事務局は、四万十市高齢者支援課に置く。

- 2 事務局は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 代表者会議及び担当者会議に関する事務
 - (2) 関係機関等との連絡調整

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(最初の会議の招集)

- 2 第4条第6項の規定にかかわらず、この告示施行後最初の代表者会議の招集は、市長が行う。

附 則（平成30年4月1日告示第43号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月12日告示第22号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。